

やまがた 労福協 NEWS No.13

発行所／一般社団法人 山形県労働者福祉協議会 〒990-0044 山形市木の実町12-37

TEL 023-641-6503 FAX 023-641-6830 URL <http://yamagata.rofuku.net/> 2012.8.8

■県労福協は一般社団法人へ移行しました

2008年12月1日に公益法人制度改革を目的とする公益法人改革関連3法が施行され、県労福協は「特例民法法人」との位置づけになりました。施行日から5年間（2013年11月30日まで）は「移行期間」とされ、その期間内に「一般」か「公益」のどちらかを選択し移行申請しなければなりませんでした。

2009年12月と2010年4月には「新公益法人制度に関する勉強会」を開催し、その後の2010年8月5日の理事会において「新公益法人対策委員会（委員長：田中正夫理事）」を立ち上げ、一般社団法人への移行に向けた準備を進めてきました。

主務官庁との度重なる折衝の後、本年1月18日に移行申請を行い、2月6日に開催された「公益認定審議会」で諮問・審査が行われ、その結果「移行が妥当」との回答を得ました。3月21日に山形県より「移行許可書」が送達されたこと受け、4月1日に法務局へ一般社団法人移行登記を申請し、同日をもって一般社団法人山形県労働者福祉協議会に移行しました。

この間、ご指導ご協力いただいた方々に感謝申し上げます。

■第44回通常総会、 第45回定時総会を開催

3月23日に第44回通常総会を開催し、2012年度予算案の承認など3つの議案を審議し全て承認されました。総会後には講演会を開催し、第一部は福島大学経済経営学類の朴相賢氏による「東日本大震災から1年」、第二部は中央労福協参与の高橋均氏による「労働運動・協同組合運動の関係再構築を」というテーマでお話しいただきました。

5月28日には一般社団法人移行後初の総会となる第45回定時総会を開催、2011年度事業報告など5つの議案を審議し全て承認されました。

なお、両総会を経て右表のとおり役員が変更となりました。



〈第45回定時総会の様子〉

役員一覧

2012年8月1日現在

| 役職 | 氏名 | 所属・所属先役職 |
|------|-------|---------------|
| 理事長 | 大泉 敏男 | 連合山形 会長 |
| 副理事長 | 門脇 玄 | 労金県本部 本部長 |
| 〃 | 三澤 裕 | 全労済県本部 本部長 |
| 〃 | 武田 豊 | 県住宅生協 専務理事 |
| 専務理事 | 高橋 朗 | 連合山形 副事務局長 |
| 理事 | 森 俊幸 | 連合山形 事務局長 |
| 〃 | 高橋 和美 | 連合山形 総務部長 |
| 〃 | 田中 正夫 | 労金県本部 副本部長 |
| 〃 | 佐藤 昇治 | 全労済県本部 専務執行役員 |
| 〃 | 飯澤 稔 | 労信協 専務理事 |
| 〃 | 大友 廣和 | 生協連 専務理事 |
| 〃 | 館内 悟 | 福祉センター 理事 |
| 〃 | 山口 清 | 教育基金協会 事務局長 |
| 〃 | 藤橋 繁夫 | 経済社会研究所 専務理事 |
| 監事 | 柏木 実 | 連合山形 組織広報部長 |
| 〃 | 武田 正徳 | 労金県本部 次長 |

お世話になりました



退任
役員

神尾浩司さん
齋藤健さん
小座間俊夫さん

■反・貧困全国キャラバン2012 山形市七日町で街頭行動！ ～人間らしい生活と労働の保障を求めて、つながろう！～

反・貧困全国キャラバン2012（主催：反貧困全国キャラバン2012実行委員会、呼びかけ団体：中央労福協など）は、『人間らしい生活と労働の保障を求めて、つながろう！』をテーマに、2台のキャラバンカーが東日本ルート・西日本ルートに分かれ全国47都道府県を巡回し10月20日に東京に集結します。

西日本ルートは沖縄県を7月12日に、東日本ルートは北海道を7月14日にそれぞれスタートし、7月29日に秋田県から山形県入りしました。

初日は金山町から東根市まで、2日目（7/30）は東根市から山形市まで、3日目（7/31）は山形市から米沢市までと県内を縦断し、8月1日に宮城県へ引き継ぎました。



7/31 街頭行動の様子

7月30日には司法書士会と山形さくらんぼの会が中心となり山形市七日町で街頭行動を行い、その後県庁にて要望書を提出しました。

県労福協は、司法書士会等との事前調整がつかなかったため、7月31日に県労福協独自で街頭行動を実施しました。加盟団体から15名が参加し、36℃を超える猛暑の中、街頭演説やチラシ配り、そして「生活保護の安易・拙速な改悪を絶対に許さない請願署名」（集約団体：全国青年司法書士協議会）にも取り組みました。

■4月より新たな事業を受託しました

県労福協は山形県より「総合的就業・生活支援事業」を受託し、本年4月から山形県求職者総合支援センターを運営しています。このセンターは、離職を余儀なくされた求職者の生活の安定及び再就職の促進をはかることを目的としています。

2008年のリーマンショック後、悪化する雇用動向に対する懸念から、県は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を財源に2009年12月に同センターを開設。仕事を失った方々の住まい・生活・就労に関する相談や、能力開発に関する情報提供などを行っており、年間400人を超える相談者が訪れています。

求職者総合支援センターの常設相談のほか、県内各地（酒田・鶴岡・新庄・村山・寒河江・長井・米沢）で出張相談会も行っています。



相談窓口の様子

山形県求職者総合支援センター

利用時間（祝日等を除く）

月～金 9:30～18:00
土 10:00～17:00

相談専用電話番号

0800-800-7867

住所・相談窓口

〒990-0828 山形市双葉町1-2-3
山形テルサ1階ハローワークプラザやまがた内

当面の出張相談予定表

| 地 域 | 日 程 | 会 場 |
|-----|-------------------|-------------------------|
| 酒 田 | 8/3、9/7 (毎月開催) | 若者就職支援センター庄内プラザ (産業会館内) |
| 鶴 岡 | 8/8、9/12 (毎月) | ハローワーク鶴岡1階 |
| 新 庄 | 8/10、9/14 (毎月) | ハローワーク新庄2階 |
| 村 山 | 9/19 (奇数月) | ハローワーク村山2階 |
| 寒河江 | 8/22 (偶数月) | ハローワーク寒河江2階 |
| 長 井 | 9/26 (奇数月) | ハローワーク長井1階 |
| 米 沢 | 8/17、9/21 (毎月) | ハローワーク米沢4階 |

■生活あんしんネットやまがた事業

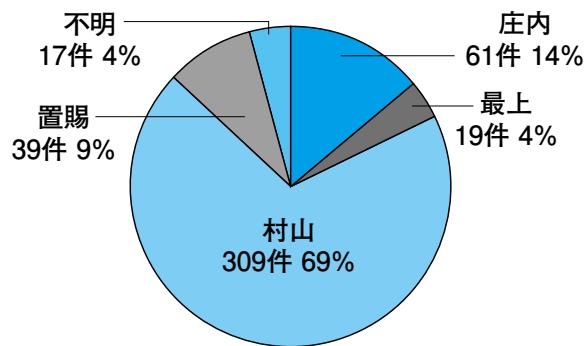
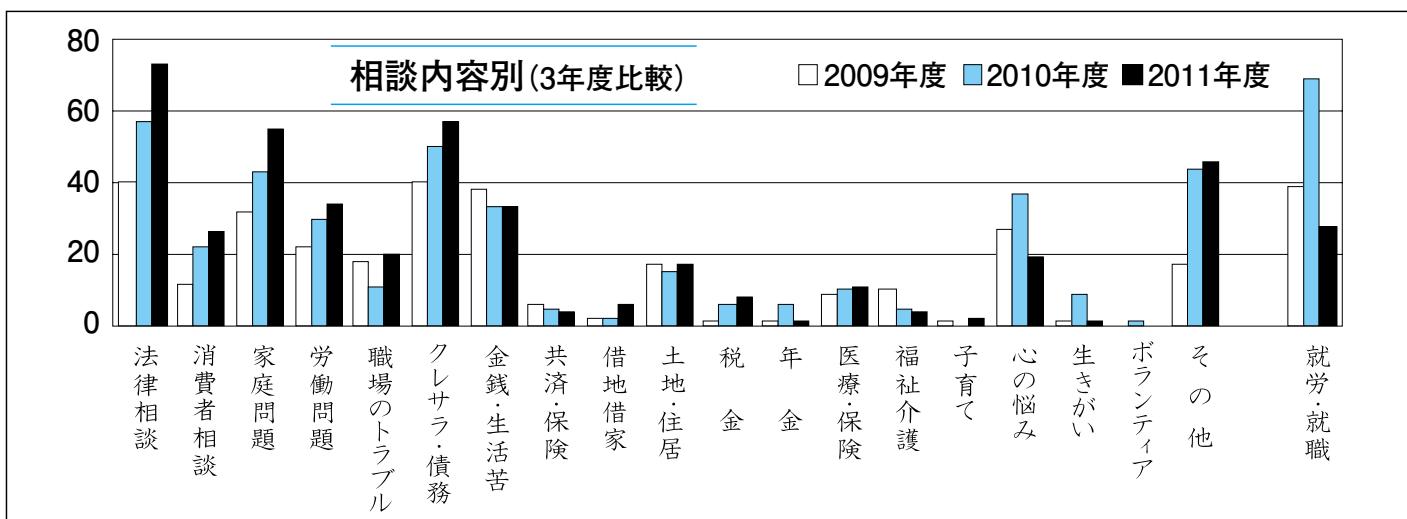
2011年度はほぼ前年度並みの相談件数となりました

生活あんしんネットやまがた事業を本格化して3年が経過しました。3年間の相談件数（一般相談と就労相談の合計）は、2009年度が333件、2010年度が455件、2011年度が445件、合計1,233件と多くの相談が寄せられております。

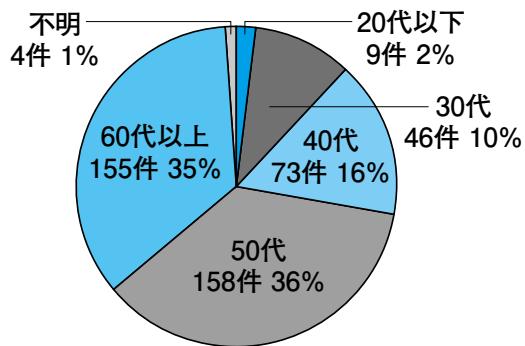


2011年度相談件数において前年度より増加した主な相談内容は「法律相談」「家庭問題」「クレサラ問題」で、特に相続や離婚に関する法律相談や、女性から寄せられる夫や姑との対立や不満などの家庭問題が増加傾向にあります。

2008年の世界的な不況以降引き続いている社会経済の不安定・格差の拡大から、老若に関わらず職を失うことによる大幅な減収が、住宅ローン等の返済苦や子供の教育費不足となり、さらには家庭不和、精神的不調などに繋がっているように感じます。



地域別(2011年度)



年代別(2011年度)

生活なんでも相談ダイヤル(集中相談会)を実施しました

3日間で合計20件

市町村広報誌や新聞に広告掲載したほか、チラシを作製・配布し県内へ広く周知活動を行い、7月19日(木)～21日(土)の3日間の日程で集中相談会を実施しました。

寄せられた相談は3日間で合計20件。とくに初日の相談開始直後には相次いで電話が鳴り、「市報を見てこの日を待っていました」という方もおられました。

生活あんしんネットやまがた

生活なんでも相談

0120-39-6029

相談受付時間(祝日等を除く)
月～金 10:00～16:00



生活なんでも相談 Q&A No.7

Q.

私は自営業者です。5年前から店舗の2階をAに賃貸し、そこにAとその家族が居住していました。Aの父が保証人でした。

半年前にAのタバコの不始末から建物全部が火事で焼失しました。私はその2か月後に小屋を改装し、仮店舗として営業を再開しました。焼失建物は解体し更地としました。

賃貸借契約書に「火事の場合は原状復帰」という旨の記載があります。Aにどの範囲まで（商品、設備、解体費用、仮店舗の改装費用、店舗休業期間の営業損失など）請求できますか。

A.

Aのタバコの不始末（Aの不注意）で店舗と2階の住宅全部が火事で焼失したわけですから、Aの不法行為により損害賠償義務（民法第709条）がありそうですが、そうではないのです。明治32年の「失火の責任に関する法律」が現在も生きているからです。同法には「民法第709条の規定は失火の場合には之を適用せず。但し失火者に重大なる過失ありたるときはこの限りに在らず」とあります。普通過失とは“注意義務の懈怠”をいい、重大な過失とは“注意義務の著しい懈怠”をいふとされています。一般的にタバコの不

始末は、注意義務の著しい懈怠とはならないようです。では、Aは損害賠償義務を負わないのでしょうか。

店舗と2階の賃貸部分はAの不注意で、即ち「責めに帰すべき事由」で焼失したわけですから、賃借人の責任で賃貸借の目的物が滅失したことになり、賃貸借契約は目的物の滅失によって終了したことになります。

物の賃貸借契約の内容は、賃借人Aが使用収益の対価（賃料）を支払って、期限終了時に目的物を賃貸人に返還するというのですが、Aは賃貸人に返還しなければならない2階を火事で滅失し返還不能となっています。従って、民法第416条の債務不履行として賠償義務を負うことになるのです。

そしてAは、賃貸人が自営業者として営業していたことを当然知っていたわけですから、同条2項により賠償義務の範囲は、建物の焼失時における時価、商品、備品、内蔵物、解体費用、休業期間の営業損失となります。仮店舗の改装費用は、滅失建物の損害と重複するので含まれないでしょう。また、Aが賠償しない場合には、保証人であるAの父に請求することになります。

=参考=

民法第709条（不法行為による損害賠償） 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

民法第415条（債務不履行による損害賠償） 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

民法第416条（損害賠償の範囲） 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

同条2項 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

Q.

飼犬の散歩中にくさりが外れ（くさりが劣化していた）犬が逃げ出し、近くを歩いていた男性会社員の足に噛み付いて怪我を負わせてしまいました。

後日、その被害者が訪ねて来て「医療費と仕事に就けず休業した分の補償」として8万円の請求書を置いて行きました。請求どおり全額払わなければならないでしょうか。

A.

請求どおり全額支払った方が良いでしょう。その根拠として、民法718条では「動物の占有者はその動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。但し動物の種類及び性質に従い相当の注意を

もって管理したときはこの限りでない」とあります。

飼犬が自由に放たれた場合、歩行中の他人に噛み付くかもしれないことは普通の事で予見可能です。くさりが劣化していたことは飼主も知っていたわけですから、相当の注意をもって管理していたことにはならないことは明白です。

但し、支払うときには、まず医師の診断書や治療費の領収書を徴求しましょう。そして示談書を作製し、示談内容には「今後一切の賠償請求をしない」旨の1項目を記載することが肝要です。そうでないと、支払後に再度請求される場合がありますので注意してください。

イベント情報

9/4(火)

第43回山形県生協大会

今年は「いつまでも住み続けられるまちづくり」をテーマに開催します。13時30分からは内橋克人氏（I Y C全国実行委員会代表）による講演会「演題：協同組合がよりよい社会を築くために」を行います。

会場／山形テルサホール（山形市） 時間／10時30分開会

9/29(土)

第9回ふれ愛チャリティーゴルフ大会

昨年は100名を超える方々にご参加いただき、相互交流、親睦を深めていただきながら、多くのチャリティー金をふれ愛募金会に寄附することができました。ありがとうございました。今年も下記のとおり開催しますのでお知らせします。

会場／山形ゴルフ倶楽部（山辺町）

時間／7時5分開会式

主催／連合山形、山形県労福協、東北労働金庫山形県本部

後援／全労済山形県本部、住宅生協、県生協連、労信協、福祉センター、教育基金協会、経済社会研究所

10/6(土)～8(月)

第65回勤労者体育祭山形県大会

勤労体地区大会（県大会地区予選）が各地区において開催されております。各地区実行委員会の方々のご尽力に感謝申し上げます。選手の皆さんは体調

に気を付けて県大会に臨んでいただくとともに、県内の他職場の方々との交流、親睦を深めていただければと思います。さて、勤労体県大会競技種目として、今年からソフトバレーボールを追加しました。庄内2地区では“地区大会”として毎年実施しており多くの方が参加し盛大に行われています。「地区大会止まりではもったいない、ぜひ県大会開催を！」との強い要望により県大会競技種目として追加することとなりました。現在のところ、今年も実施地区は庄内2地区のみのようですが、熱い戦いを期待しております。

今年の大会日程は下記のとおりです。ご声援よろしくお願い致します。試合結果は次回号にてお知らせします。

| 競技名 | 開催日程 | 試合開始予定時間 | 開催場所 |
|-----------|--------------------------|----------|-------------------|
| 軟式野球 | 10/6(土)、7(日)（予備日10/8(月)） | 9:00～ | 県総合運動公園野球場（天童市） |
| ソフトボール | 10/6(土)（予備日10/7(日)） | 10:00～ | 〃 運動広場（〃） |
| 硬式卓球 | 10/6(土) | 9:30～ | 〃 サブアリーナ（〃） |
| ボウリング | 10/6(土) | 10:20～ | 山形ファミリー・ボウル（山形市） |
| ソフトバレーボール | 10/6(土) | 9:00～ | 酒田市勤労者体育センター（酒田市） |

※なお全ての競技において、試合開始に先立って開会式を行います。

会議・宴会には

JR山形駅から徒歩約12分・安い！会議室利用料
各種宴会ご予約承り中

大手門パルズが便利です

■お申込み・ご相談は
電話023-624-8600／FAX023-631-3143

■ホームページもご覧ください
<http://www.otemon-pals.jp>

パーティー・宴会・集会・レストラン
大手門パルズ
(社)山形県勤労者福祉センター
〒990-0044 山形市木の実町12番37号

